

学校医療券について

学校医療券とは、学校保健法に基づき要保護・準要保護の児童のうち、定期健康診断などの結果、治療の必要があると学校長が認めたものに対して医療券（患者負担額）について援助を行うものです。

1、 対象疾病

- ①トラコーマ
- ②結膜炎
- ③白癬・疥癬・膿痂疹
- ④中耳炎
- ⑤慢性副鼻腔（※鼻炎は対象外）
- ⑥アデノイド
- ⑦う歯（予防のためのフッ化物塗布や歯みがき指導にかかる費用は、対象外です）
- ⑧寄生虫症（※頭シラミは対象外）

※う歯については、H16年度より健康保険が適用となる治療は、すべて対象となりました。

「過剰歯」「歯周病」は、う歯の治療ではありませんのでご注意ください。

要注意乳歯の抜歯は、対象なりません。（あくまで、う歯治療のための抜歯のみが対象です）

2、 他の医療費援助との関係

上記対象疾病に関しては、他の生活保護法による医療援助や他の医療費助成制度等より学校保健安全法による医療費援助（学校医療券）が優先し、他の医療費援助との併用はできません。

このため、他の医療費援助制度においては1回500円、1か月1000円を限度とする窓口負担が生じる場合がありますが、窓口負担（500円、1000円）のみを学校医券で請求することはできません。

3、 利用方法について

学校医療券を利用する際は、受診予定の医療機関に事前に学校医療券の取り扱いが可能であるか、確認してください。

医療機関へ行かれる前に必ず学校まで連絡をしてください。（連絡なしに行かれた場合、医療券が発行できない場合があります）

4、 学校医療券の見込み発行について

就学援助制度の認否結果が出る前に学校医療券を利用する場合、次の条件をみたしている方に対して見込み発行を行います。

- ・定期健康診断等（健康相談を含む）により、医療費対象疾病の治療が必要と学校長が認めた児童であること
- ・令和3年度の就学援助制度に申し込みをされていること

（学校医療券見込み発行は、就学援助制度申請後の日付の分しか行わないため、就学援助申請日より前の日付まで遡っての発行はできません）

- ・「学校医療券見込み発行依頼書」を提出し、認否結果により医療費援助が受けられなくなつた場合、医療費を返還することに同意していること

※学校医療券の発行、学校医療券の見込み発行に関しては、神路小学校保健室まで連絡してください。（☎6981-2112）